

関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付要綱

平成21年4月1日

関市告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業を行う団体に対して、関市基金条例（昭和39年関市条例第36号）第2条に規定する関市地域振興基金の運用益金の一部を活用して、当該事業に要する費用の一部について関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市民活動の促進を図るとともに市民が自ら考え自ら実践する住民主体の地域づくりを支援することを目的とする。

(助成)

第2条 本市は、市民が自ら考え自ら実践する住民主体の地域づくりを支援し、団体が実施する地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業に対して助成を行う。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内において活動し、又は1年以内に活動を行う予定があること。
- (2) 定款、会則その他の規程を定めていること。
- (3) 市民に開かれた独立の組織であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成対象団体としない。

- (1) 法令、条例等に違反する活動をしている団体
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体
- (3) 宗教的活動又は政治的活動をしている団体
- (4) 未成年の者のみで構成された団体
- (5) 集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の構成員が加入する団体

(助成金の交付対象事業及び額)

第4条 助成金の交付対象事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象団体が

市内で行う別表第1の左欄に掲げる種類の区分ごとに同表の中欄に掲げる事業とし、助成金の額は、同表の右欄に掲げる額を限度として予算の範囲内で市長が定める。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成事業としない。

- (1) 本市の他の補助金又は交付金を受ける事業
- (2) 市内の公共施設に係る使用料等の減免を受ける事業
- (3) 飲食を伴う事業
- (4) 団体の維持運営事業
- (5) 団体を構成する者のみを対象とする共益的事業（ただし、広く公益性が認められる事業を除く。）
- (6) 営利を目的とする事業
- (7) 宗教の教義を広め、信者の強化育成を目的とする事業
- (8) 集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認める事業
- (9) 助成対象事業費が200,000円未満の事業

3 第1項に掲げる助成対象事業費は、別表第2に定める科目による。

(交付の制限)

第5条 1の団体に対する助成金の交付は、1年度につき1回とする。ただし、関市ときめき市民活動助成金については、1団体につき1回の交付とする。

2 同一事業に対する助成金の交付回数は、通算して5回を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）又はこれに代わる書類
- (3) 団体調書（別記様式第4号）
- (4) 定款及び関係規程の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により、助成金を交付しないことを決定したときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、速やかに申請者に通知する。

2 前項の場合において、関市きらめき市民活動助成金又は関市いきいき市民活動助成金の申請があったときは、第16条に規定する関市市民活動助成金審査会において、当該申請の内容について、審査に付するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、助成事業の内容及び経費の配分の変更(助成対象事業費の30パーセント以内の増減を伴う変更を除く。)をしようとするときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金事業変更承認申請書(別記様式第7号)に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成対象事業費が申請時より増加した場合にあっても、助成金の増額変更は行わない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更申請を承認し、前条第1項の規定により通知した助成金の交付決定額に変更がないときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金事業変更承認通知書(別記様式第8号)により、助成金の交付決定額の変更があるときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金変更決定通知書(別記様式第9号)により当該助成団体に通知する。

(事業の中止)

第9条 助成団体は、助成事業を中止しようとするときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金事業中止承認申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成事業の中止の申請があったときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金事業中止決定通知書(別記様式第1

1号)により当該助成団体に通知する。

(助成金の取消し又は返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付をした助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条第2項の規定により助成事業の中止を決定したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により変更決定をした助成金又は第13条の規定により確定した助成金の額が、第14条第1項の規定により概算払をした助成金の額を下回るとき。
- (3) 申請書及びその添付書類等に虚偽の記載があったとき。
- (4) 助成団体が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5) 助成事業が第4条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (6) この告示その他法令等の規定に違反したとき。

(事業の完了報告)

第11条 助成団体は、助成事業が完了したときは、助成事業が完了した日以後1月を経過する日又は第7条の規定による交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金事業完了届(別記様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成団体は、前条の規定により助成事業の完了届を提出した日から起算して10日経過した日までに関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金実績報告書(別記様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第14号)
- (2) 収支決算書(別記様式第15号)又はこれに代わる書類
- (3) 実施状況のわかる写真及び新聞記事等事業の実績を示す資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、関市ときめき・きらめき・いきいき

市民活動助成金額確定通知書（別記様式第16号）により助成団体に通知する。
この場合において、当該助成金の確定額を、第7条第1項の規定により決定した助成金又は第8条第2項の規定により変更決定をした助成金の額より減額するときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金確定（変更）通知書（別記様式第17号）により助成団体に通知する。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前条に規定する助成金の確定後に、助成金を交付する。ただし、関市きらめき市民活動助成金及び関市いきいき市民活動助成金について、特に必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる助成金の交付決定額の区分に応じ、同表右欄に掲げる概算払の額を限度として概算払をすることができる。

助成金の交付決定額	概算払の額
500,000円未満	交付決定額の全額
500,000円以上	交付決定額の70パーセント以内の額

2 助成団体は、前条の規定による通知を受けたとき又は前項ただし書の規定による概算払を受けるときは、関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付請求書（別記様式第18号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定による概算払を受けた助成団体は、前条の規定による通知を受けてから14日以内に助成金の精算をしなければならない。

（関係書類の保存期間）

第15条 助成団体は、助成金の用途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、助成金により取得した備品に係る帳簿及び証拠書類の保存期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。

（審査会）

第16条 関市きらめき市民活動助成金及び関市いきいき市民活動助成金の申請の内容について審査を行うため、関市市民活動助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、副市長（副市長が複数あるときは、市長の指定する副市長）、企画部長、各地域審議会の会長、関市まちづくり協議会長及び学識経験者を市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 学識経験者の人数は、2人以内とする。
- 4 学識経験者の任期は、2年とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副市長を、副委員長は企画部長をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会議)

- 第17条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
 - 3 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 委員長は、審査にあたり必要があると認めるときは、会議に関係団体の代表者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
 - 6 会議の開催は、毎年4月と10月の年2回とする。

(審査)

- 第18条 関市きらめき市民活動助成金及び関市いきいき市民活動助成金の申請内容の審査は、次に掲げる事項を考慮し、公平に行うものとする。
- (1) 社会性の高い公益活動であること。
 - (2) 事業計画及び資金収支に実現性があること。
 - (3) 事業計画の実施手段が助成金の交付対象事業としての効果が期待できること。

(4) 助成金の交付を過去に受けた事業は、過去の助成事業に成果が認められること。

2 前項に定めるもののほか、助成事業の審査基準は別に定める。

(秘密保持)

第19条 審査会の委員は、関市個人情報保護条例(平成9年関市条例第45号)の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(交付結果の公表)

第20条 市長は、助成金の交付結果について、毎年1回市広報に掲載し、公表するものとする。

(立入検査)

第21条 市長は、関市補助金等交付規則(昭和30年関市規則第5号)第16条の定めるところにより、助成事業の執行の適正を期するために助成団体に立ち入り、検査を行うことができる。

(委任)

第22条 この告示に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日関市告示第72号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成金の種類	助成事業	助成金の額
<p>1 関市とき めき市民活 動助成金</p>	<p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）設立の認証を受けた団体が、その設立認証日から起算して6月後までに行った設立に要する事務備品の購入事業。ただし、この告示の施行日以後に設立されたNPO法人に限る。</p>	<p>助成の対象と認める事業費（以下「助成対象事業費」という。）から法人設立に伴って得られる国又は県補助金その他の収入を控除して得た額と助成対象事業費に3分の2を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、300,000円を限度とする。</p>
<p>2 関市きら めき市民活 動助成金</p>	<p>特定非営利活動促進法別表に定める活動のうち不特定かつ多数の者の利益の増進に資する事業</p>	<p>助成対象事業費から事業の実施に伴って得られる国又は県補助金、利用料その他の収入を控除して得た額と助成対象事業費に3分の2を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。</p>
<p>3 関市いき いき市民活 動助成金</p>	<p>1 地域の活性化に資する事業 2 市の一体化に資する事業</p>	<p>助成対象事業費から事業の実施に伴って得られる国又は県補助金、利用料その他の収入を控除して得た額と助成対象事業費に3分の2を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額とする。</p>

		ただし、1,000,000 円を限度とする。
--	--	---------------------------

別表第2（第4条関係）

1 関市ときめき市民活動助成金の対象事業費

科目	助成金の対象となる経費の説明
備品購入費	<p>1 NPO法人立上げに必要な耐用年数が1年以上の物品であること。</p> <p>2 購入予定の物品の仕様を明らかにすること。</p> <p>3 単価100,000円以上の備品は、助成金の申請時に複数の者からの見積書を添付すること。</p> <p>4 減価償却の耐用年数分の使用とその間の事業を継続すること。</p>

2 関市きらめき市民活動助成金及び関市いきいき市民活動助成金の対象事業費

科目	助成金の対象となる経費の説明
1 報償費	<p>1 講演会、研修会等の講師、イベント出演者の謝礼金、出演料又は贈呈物品（ただし、助成対象団体内の構成員に対する謝礼を除く。）</p> <p>2 施設や機材を無償で借り受けた場合の謝礼金又は物品</p>
2 賃金	事業の実施に必要な賃金（ただし、助成対象団体内の構成員に対する賃金を除く。）
3 旅費交通費	<p>1 講師、イベント出演者等の招へいに係る交通費及び宿泊費</p> <p>2 調査、研究その他事業を実施するために必要な助成対象団体内の構成員の交通費及び宿泊費</p>
4 消耗品費	イベント参加者に支給する景品などの無償配布物品の購入費を除き、事業の実施に伴う物品（経常的な事務用品及び備品を除く。）
5 印刷費	チラシ、ポスター等の印刷費及び資料印刷費
6 広告料	事業の実施に必要な新聞折込代金及び雑誌掲載の広告料

7 手数料	事業の実施に必要な役務の提供を特定の個人等から受けることにより支払う各種手数料、賞状の筆耕、翻訳等に係る経費
8 保険料	イベントに係る保険料及び運送事業に係る自動車損害保険料等の事業に直接必要となる保険料
9 通信運搬費	事業の実施に必要な電話料、郵送料、運搬料等
10 委託料	特殊な技術を必要とするなど、助成対象団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの
11 使用料及び賃借料	事業の実施に必要な土地、建物、会場、機器、物品等の使用料又は賃借料（助成対象団体内部の会議等に係るものを除く。）
12 原材料費	事業に必要な構造物又は製造物の構成部品となる材料費
13 備品購入費	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の実施に必要な耐用年数が1年以上の物品であること。 2 購入予定の物品の仕様を明らかにすること。 3 単価100,000円以上の備品は、助成金の申請時に複数の者の見積書を添付すること。 4 減価償却の耐用年数分の使用とその間の事業を継続すること。
14 負担金	研修、イベント等への参加に必要な負担金で、助成対象団体の活動に資するもの
15 その他（間接経費）	上記1から13までの費用の合計の20パーセントを限度とし、事業の遂行に関し市長が必要と認める経費

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

関 市 長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

年度 関市

※
ときめき きらめき いきいき

 市民活動助成金交付申請書

助成金の交付について、別紙事業計画書、収支予算書、団体調書及び関係書類を添えて次のとおり申請します。

<申請内容>

事業の名称	
事業の概要	
助成金申請額	円

※いずれかを○で囲んでください。

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業の名称		
事業の目的	（事業実施に至った経緯及び背景と事業の目的）	
事業内容	（事業の対象及び受益者、実施場所、実施方法、備品購入の内容などを具体的に記入）	
事業期間	事業開始予定日（予定）	年 月 日
	事業完了予定日（予定）	年 月 日
事業計画	年 月	内 容
	（年度内の計画、履歴等）	（事業の行動計画、備品購入等の実績など）
事業の効果	（事業の実施によって期待される効果や成果を記入）	
事業の実施体制	（事業を実施する体制、人数など）	

※記入欄が足りないときは、別紙でも可とします。

別記様式第4号（第6条関係）

団体調書

団体の所在地	〒 —		
団体の名称	(フリガナ)		
	ホームページアドレス http://		
代表者	氏名		
	電話		
	住所	〒 —	
団体設立 年 月	年 月	構成員	人
設立目的	(特定非営利活動促進法別表に規定する活動を記載してください。)		
入会資格 及び年会費			
主な活動履歴			
担当者	氏名		
	電話		
	Eメール		

※添付資料

①定款、会則等 ②役員名簿 ③その他（団体や活動を紹介する資料、新聞記事等）

別記様式第5号（第7条関係）

関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

様

年度 関市

ときめき
きらめき
いきいき

 市民活動助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり交付決定したので通知します。

<助成事業>

事業の名称	
助成金の額	円
注意事項	<ol style="list-style-type: none">この助成金は、申請のあった事業の目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外には支出できません。この助成金について、目的以外又は不当な支出等があったときは助成金の返還を命ずることがあります。助成事業が完了したときは、事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書等を速やかに提出してください。その他関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付要綱に定める事項を遵守してください。

年 月 日

関市長

印

別記様式第6号（第7条関係）

関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

様

年度 関市

ときめき
きらめき
いきいき

 市民活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記の理由により助成金の不交付を決定したので通知します。

申請の事業	
不交付決定の理由	

年 月 日

関市長

印

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

関市長様

申請者 所在地
 団体名
 代表者名 印

年度 関市 ※
〔 ときめき
きらめき
いきいき 〕 市民活動助成金事業変更承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた助成金について、
 次の理由により事業計画を変更したいので申請します。

<変更内容>

事業の名称			
変更の内容	(変更する事業の規模、事業量等の内容を記入)		
変更の理由	(変更する理由を具体的に記入)		
助成対象事業費 (円)	変更後 (A)	変更前 (B)	(A) - (B)
助成金 (円)	変更申請額 (C)	交付決定額 (D)	(C) - (D)

注意事項

- (1) 当初申請助成対象事業費の30パーセントを超える助成対象事業費の変更がある場合は、変更後の収支予算書を添付してください。
- (2) 助成金の変更決定額が助成金の概算払額を下回る場合は、助成金の一部返還が必要となります。
- (3) 助成対象事業費が増額となる場合であっても、助成金の交付決定額の増額変更は行いません。

※いずれかを○で囲んでください。

別記様式第8号（第8条関係）

関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

様

年度 関市 ※
〔 ときめき
きらめき
いきいき 〕 市民活動助成金事業変更承認通知書

年 月 日付け変更申請により、次のとおり、助成事業の変更を承認したので通知します。

<変更内容>

事業の名称			
変更の内容			
変更の理由			
助成対象事業費（円）	変更後（A）	変更前（B）	（A）－（B）
助成金（円）	交付決定額（変更なし）		備考

年 月 日

関市長

印

別記様式第9号（第8条関係）

関市指令 第 号

団体名

所在地

代表者名

様

年度

関市

〔 ときめき
きらめき
いきいき 〕

市民活動助成金変更決定通知書

年 月 日付け変更申請により、年 月 日付け関市指令 第 号にて交付決定をした助成金 円を 円 減額 することに決定したので通知します。

<変更内容>

事業の名称			
変更の内容			
変更の理由			
助成対象事業費（円）	変更後（A）	変更前（B）	（A）－（B）
助成金（円）	変更後交付決定額（C）	変更前交付決定額（D）	（C）－（D）
	既交付額（概算払額）	精算額（変更後交付決定額が概算払額より減額する場合）	

年 月 日

関 市 長

印

別記様式第10号（第9条関係）

年 月 日

関市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

※
年度 関市

ときめき
きらめき
いきいき

 市民活動助成金事業中止承認申請書

年 月 日関市指令 第 号で交付決定を受けた助成金について、次の理由により助成事業を中止したいので届け出ます。

<事業中止の内容>

事業の名称			
中止の理由	(中止する理由を具体的に記入)		
助成金の返還	交付決定額	既交付額	返還額
	円	円	円

※いずれかを○で囲んでください。

別記様式第11号（第9条関係）

関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

年度 関市

ときめき
きらめき
いきいき

 市民活動助成金事業中止決定通知書

年 月 日付け助成事業の中止申請により、年 月 日付け関市指令 第 号にて交付決定をした助成金 円を取り消すことに決定したので通知します。

<事業中止の内容>

事業の名称		
中止の理由		
助成金（円）	交付決定を取り消す助成金の額（既交付金決定額）	
	既支払額 （概算払額）	精算額 （概算払額を受けた場合）

年 月 日

関市長 印

別記様式第12号（第11条関係）

年 月 日

関市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

年度 関市 [※]
〔 ときめき
きらめき
いきいき 〕 市民活動助成金事業完了届

年 月 日付け関市指令 第 号により交付決定を受けた助成事業について、完了したので届け出ます。

記

助成事業の完了日 年 月 日

※いずれかを○で囲んでください。

別記様式第13号（第12条関係）

年 月 日

関市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

年度 関市 ※
〔 ときめき
きらめき
いきいき 〕 市民活動助成金実績報告書

年 月 日付け関市指令 第 号により交付決定を受けた助成事業の実績について、別紙事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて報告します。

事業の名称	
事業費 (実績額)	円
助成金の額	(事業費－料金等の事業による収入額) 円
	(事業費×助成率 2/3) 円
	(交付決定通知書の額) 円
	上記のうち一番少ない額（千円未満の端数は切り捨て） 円

※いずれかを○で囲んでください。

別記様式第14号（第12条関係）

事業報告書

事業の名称	
事業期間	事業着手日 年 月 日 事業完了日 年 月 日
事業実績 の 内 容	（実施期日、実施内容、実施場所、実施規模、参加人数、備品購入の内容など、事業の実績を具体的に記入）
事業の効果 及 び 成 果	（事業の実施によってもたらされた効果や成果を記入）
今後の課題 と改善事項	（今後の事業推進に係る課題又は改善事項等があれば記入）

※添付資料 活動状況のわかる写真、新聞記事その他活動の実績を示す資料

別記様式第15号（第12条関係）

収支決算書

【収 入】

科目	内容	予算額 (円)	決算額 (円)	比較増減額 (決算－予算)	備考
市助成金					
収入 計					

【支 出】

科目	内容	予算額 (円)	決算額 (円)	比較増減額 (決算－予算)	備考
支出 計					

※支出科目は、別表に定める区分により整理、記載してください。

別記様式第16号（第13条関係）

関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

年度 関市 $\left[\begin{array}{c} \text{ときめき} \\ \text{きらめき} \\ \text{いきいき} \end{array} \right]$ 市民活動助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった助成金について、次のとおり確定したので通知します。

事業の名称	
助成対象事業費 (実績)	円
助成金 (確定額)	円 …(A)
既交付額 (概算払額)	円 …(B)
精算額	円 …(A - B)

年 月 日

関市長 印

別記様式第17号（第13条関係）

関市指令 第 号

団体名
所在地
代表者 様

年度 関市

ときめき
きらめき
いきいき

 市民活動助成金確定（変更）通知書

年 月 日付け実績報告により、年 月 日付け関市指令 第号にて交付決定をした助成金 円を 円減額することに決定したので通知します。

事業の名称		
助成対象事業費(実績)		円
助成金	交付決定を受けた助成金	円 …(A)
	助成金の確定額	円 …(B)
	交付決定額 －助成金の確定額	円 …(A－B)
	既交付額 (概算払額)	円 …(C)
	精算額	円 …(B－C)

年 月 日

関市長 印

年 月 日

関市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

※

年度 関市

ときめき
きらめき
いきいき

 市民活動助成金交付請求書

助成金について、次のとおり請求します。

事業の名称			
助成金の交付決定額又は確定額	円		
既交付額	円		
今回請求額	円		
振込先 金融機関	銀行 金庫 組合 農協		本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ いずれかを○で囲んでください。

注意事項

- (1) 助成金の概算払の請求は、交付決定通知書に記載してある交付決定額が500,000円未満の場合はその全額、交付決定額が500,000円以上の場合はその70パーセント以内の額で概算払の請求をしてください。
- (2) 助成金の確定請求は、助成金額確定通知書に従い、助成金の確定額から既交付金（概算払額）を控除して、助成金の請求をしてください。